

第 1 回 和光市住居表示整備審議会議事録

開催年月日	平成 1 5 年 7 月 1 日 (火)				
開催場所	和光市役所 6 0 2 会議室				
開 会	午前 1 0 時		閉 会	午前 1 1 時	
会 長	大澤長年		委 員	松岡一真	
副会長	山田智好		委 員	深野洋	欠席
委 員	谷 豊子		委 員	金子賢太郎	
委 員	田中重夫		委 員	上原昭二	欠席
委 員	深野敬二		委 員	天野高美	
委 員	清水多喜男		委 員	栄忠宏	
委 員	有山賀一		委 員	藤本洋子	
委 員	福島正昭		委 員	下川初江	
委 員	吉田京子			出席 1 5 名・欠席 2 名	
事務局	小島 (英) 部長、鈴木 (典) 次長、加藤 (文) 補佐、大坂副主幹、粕谷専門員、上篠主査				
議 題	<p>委嘱式</p> <p>1 委嘱書交付</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 委員及び職員紹介</p> <p>審議会</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長選出</p> <p>3 副会長選出</p> <p>4 諮問書提出</p> <p>議題</p> <p>1 住居表示実施について</p> <p>2 町界について</p> <p>2 町名について</p> <p>3 その他</p>				

議題	発言者	審 議 内 容
		審議会
	司会	1 開会
	(鈴木)	2 会長選出
		会長の選出ですが、会長選任については、和光市住居表示整備審議会 条例第5条の規定により委員の互選となっております。どなたかご推 薦をいただけませんか。
	委員	自治連合会長の沢さんをお願いしたらどうでしょうか。
	司会	それでは、会長につきましては、自治連合会長の沢さんをお願いし たいのですがいかがでしょうか。ご異議ございませんか。
	各委員	異議なし
	司会	会長が決まりましたので、ごあいさつをいただきますようお願いしま す。
	会長	あいさつ
		3 副会長選出
	司会	引き続き副会長選任ですが、どなたかご推薦をいただけませんか。
	委員	地元でもあり、谷中土地区画整理組合理事長でもあります山田さん をお願いしたらどうでしょうか。
	司会	副会長につきましては、中央第二谷中土地区画整理組合理事長の山田 さんをお願いしたいのですがいかがでしょうか。

議題	発言者	審 議 内 容
	各委員	異議なし
	司会	副会長が決まりましたので、ごあいさつをいただきますようお願いいたします。
	副会長	あいさつ
	司会	これからは会長に審議会の座長を努めていただきまして進行いただきますようお願いいたします。
	司会	はじめに、市長より当審議会に対し住居表示整備事業に係る諮問事項を申し上げます。
		4 諮問書提出
	市長	諮問書朗読し、会長へ手渡す。（別紙のとおり）
	会長	市長は公務に就かれますため、退席いたします。
		休憩
	会長	はじめに担当部長から趣旨説明並びにごあいさつをお願いします。
	部長	あいさつ並びに趣旨説明（資料１）和光市住居表示審議会条例及び（資料２）住居表示の実施工程に基づき説明
	会長	引き続きまして、事務局から住居表示実施について説明を求めます。

議題	発言者	審 議 内 容
	事務局 (鈴木)	(資料5) あなたの住所をわかりやすく (資料7) 住居表示実施済区域図 住居表示実施区域地元説明会開催予定表 以上資料に基づき説明
	会長	説明が終わりましたので、諮問事項のうち「新たな町界について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
	事務局 (鈴木)	(資料3) 住居表示に関する実施基準(街区方式)に基づき説明
	会長	只今、事務局からの説明の中でご質問があればお受けいたします。 又は、ご意見は後ほど受けます。
	委員	町界は、道路、水路等の測線をとることが定められているが、大きな道路、水路等はどこできめるのかお聞きいたしたいのですが、練馬・川口線で交通事故が発生するとお巡りさんから聞かれる。白子3丁目と下新倉の町界の測線はどこですか。
	事務局	昭和45年9月に白子3丁目を住居表示した時、練馬・川口線の道路ほとんど全域は白子3丁目に含んでいますが、一部で含んでいない所があります。
	委員	練馬・川口線で白子3丁目と下新倉をわけられていますが、交通情報で白子3丁目側を内回り、下新倉側を外回りとよく聞きますが、どうなんでしょうか。
	事務局	山手線は池袋から新宿方面に向かうときが内回り、それと同じと考えられる。進行方向が和光市から練馬方面が内回りと思われれます。

議題	発言者	審 議 内 容
	委員	谷中土地区画整理で、街路ができているところとこれからできる都市計画街路の計画がありますが、この場合は想定して街区を決めるのですか。
	事務局	現状として都市計画街路はないのですから、谷中地区の街路は街区として入れるが、これからできる都市計画街路は入れたとしても街区を違ったものとなる場合があります。
	会長	以上説明で質問ありましたらお願いします。 他にございませんので、次に進みます。 諮問事項のうち「新たな名称について」を議題といたします。 事務局から説明いたします。
	事務局	(資料3) 住居表示に関する実施基準(街区方式) (資料6) 近代村落の成立 以上資料に基づき説明
	会長	以上説明の中でご質問がありましたらお願いいたします。 今日資料をいただいたばかりわかりませんが、次回審議会までに資料を見ていただきご意見をお願いいたします。 次に、その他がありましたらお願いいたします。 何もなければここで終わらせていただきます。